

障第101号
令和2年4月10日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部長

岐阜県における「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」に係る
障害児通所支援事業所への休業の要請について

この度、岐阜県において新型コロナウイルス感染拡大防止のため「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言（令和2年4月10日）」を行い、これに基づく「新型コロナウイルス感染症「非常事態」総合対策」により、県内の障害児通所支援事業所に対して以下のとおり休業を要請します。

記

1 放課後等デイサービス事業所について

(1) 臨時休業について

これまで、放課後等デイサービス事業所については、感染予防の徹底を図った上で、原則として開所していただくようお願いしてきておりますが、感染拡大防止のため、令和2年5月6日（水）まで臨時休業を要請します。

(2) 臨時休業の対象範囲について

ただし（1）の場合においても、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方や、ひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の児童に対しては、療育の場の確保が必要であることから、こうした方々に対しては、継続して受入れの体制を取っていただくようお願いいたします。

(3) 保護者が家にいることが可能な家庭に係る対応について

家にいることが可能な保護者に対しては、市町村の要請に基づき、児童の事業所内におけるサービス利用を控えていただくよう要請することをお願いします。

ただし、この場合においても、サービスが必要な方に支援が継続して提供されるよう、市町村及び事業所におかれては、（4）の代替サービス確保について十分な検討をお願いします。

(4) 代替サービスの確保について

- ・ (3) の場合に、家庭において障害福祉サービス等の提供が引続き必要となる利用者に対して支援が継続的に提供されるよう、事業所におかれては市町村、相談支援事業所等と連携し、次に示す、事業所による児童通所支援に係るサービスの適切な代替サービスの提供について検討を行い、サービス提供を確保してください。
- ・ 事業所への通所サービスを臨時休業し、代替サービスとして、電話や訪問などにより、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、家庭にとどまることで児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和や、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えます。具体的には、児童とその保護者が安心して自宅にとどまっていたり、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施願います。

<具体的なサービス内容の例>

- 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- 児童の健康管理
- 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート
- ・ これら支援を実施したときの報酬等の取り扱いについては、基本報酬に学校休業日単価を用いるほか、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（3月24日版）」（令和2年3月24日付け厚生労働省事務連絡）等を参照願います。
- ・ また、このような代替サービスの提供を行ってもなお、利用者や保護者のストレスが高く緊急性が高い等と判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を、市町村及び事業所において検討願います。

2 児童への支援について

児童への支援に当たっては、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月19日付け厚生労働省事務連絡）「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）、「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日付け厚生労働省事務連絡）を踏まえ、引き続き感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

3 利用者等への丁寧な説明について

放課後等デイサービス事業所においては、市町村や相談支援事業所（※）、保健所等と連携し、利用者に対して臨時休業の状況や代替サービス確保等について丁寧な説明を行っていただきますようお願いいたします。

（※）利用者を担当する指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所（セルフプランにより支給決定を行った利用者においては、市町村若しくは基幹相談支援センター等）

4 臨時休業を行わず事業継続する場合の留意点について

事業継続する場合の事業所運営における影響については、以下の取扱い等に留意願います。

（1）人員基準等の臨時的な取扱い

事業所においては、利用者等の意向を確認した上で、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年3月10日付厚生労働省事務連絡）のとおり、できる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

その際、事業所職員について適切な労務管理等を行うことを前提とするとともに個人情報管理にも留意し、在宅勤務を行うことも可能です。

（2）障害福祉サービス等報酬について

「新型コロナウイルス感染症「非常事態」総合対策」に係る学校の臨時休業の5月6日（水）までの延長に関して、当該臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、休業日扱いで基本報酬を算定することが可能です。

5 代替サービスの提供等に係る支援について

今回の臨時休業に伴う、県の支援については、別途お示しします。

6 児童発達支援事業所について

これまで、児童発達支援事業所については、感染予防の徹底を図った上で、原則として開所していただくようお願いしてきておりますが、新型コロナウイルス感染症「非常事態」総合対策に基づき、上記1～5でお示しした放課後等デイサービス事業所の取扱いについて、児童発達支援事業所においても同様にご対応願います。

7 特記事項

別添「新型コロナウイルス感染症「非常事態」総合対策」に基づく要請であり、新型インフルエンザ等特別措置法に基づくものではありません。

<添付資料>

- ・新型コロナウイルス感染症非常事態宣言（令和2年4月10日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・新型コロナウイルス感染症「非常事態」総合対策（抜粋）（令和2年4月10日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

<関連通知>

- ・新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（3月24日版）（令和2年3月24日付け厚生労働省事務連絡）
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日付け厚生労働省事務連絡）
- ・社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）
- ・社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について（令和2年3月25日付け厚生労働省事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年3月10日付け厚生労働省事務連絡）

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		